
宮城県中小企業団体中央会

令和元年度 組合等活性化支援補助事業 公募要領

I. 公募目的

組合等の組織力を生かして新技術や新商品の開発、販路回復・拡大、地域商業の活性化、人材確保・育成事業に取り組む組合を支援し、組合活動の好事例を創出することで、組合活動の更なる活性化を図る。

II. 公募事業

1. 組合等研究開発及び展示商談会等出展支援補助事業

組合等及び組合員企業による商品開発等の研究開発に係る経費、展示商談会の開催・出展等やホームページ作成などの組織力を高める取り組みに対して助成します。

採択予定 4 会員

助成対象 1 種会員組合及びその組合員企業、2 種会員

<取組例>

- ・新技術、新商品の開発
- ・技術や商品の PR イベントの開催、出展、商品パンフレット作成
- ・組合ホームページの作成・リニューアル、広報誌作成（組合限定）
(※ホームページ作成・リニューアル、広報誌作成は組合のみ対象)

助成額 補助対象経費総額の 2/3 以内

- ・組合上限 300,000 円
(組合員上限 100,000 円 (組合・組合員合計 300,000 円))
- ・2 種会員上限 50,000 円

経費対象 別紙「対象経費一覧」のとおり

2. 地域商業活性化事業支援補助事業

地域商業活性化のために実施するイベント等の事業に対して助成します。

- 採択予定 3 会員
- 助成対象 1 種会員組合及び 2 種会員（組合員企業は対象外）
- 助成額 補助対象経費総額の 2/3 以内
 - ・組合上限 200,000 円
 - ・2 種会員上限 50,000 円
- 経費対象 別紙「対象経費一覧」のとおり

3. 人材確保・定着支援補助事業

人材確保や育成、定着のために実施する事業に対して助成します。

- 採択予定 2 会員
- 助成対象 1 種会員組合及び 2 種会員（組合員企業は対象外）
- 助成額 補助対象経費総額の 2/3 以内
 - ・組合上限 100,000 円
 - ・2 種会員上限 50,000 円
- 経費対象 別紙「対象経費一覧」のとおり

Ⅲ. 申請方法

1. 公募期間 令和元年 7 月 22 日（月）～令和元年 8 月 9 日（金）【必着】
2. 申請者 1 種、2 種会員名で申請してください。
※組合員企業が事業を実施する場合は、組合を申請者としてください。
3. 申請書類 (1) 申請書（様式 1）
(2) 申請者の概要及び事業計画（様式 1-1 又は 1-2）
(3) 経費明細表（様式 1-3）
※申請書類は本会ホームページからダウンロードできます。
4. 申請方法 郵送または直接ご持参下さい
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 14-2
宮城県中小企業団体中央会 連携推進課 宛

IV. 審査の実施について

審査により申請内容が本事業の趣旨に合致し、かつ効果的な実施が可能であると認められるものを採択事業として選定します。

審査結果は、本会より文書によりお知らせいたします。

V. 事業開始・事業対象期間について

事業対象期間：令和元年8月26日（月）～令和2年2月28日（金）

事業期間外に開始した事業及び支出した経費は助成対象となりませんので、ご注意ください。

VI. 事業報告書について

事業の実施が完了した後、事業報告書を提出してください。

なお、事業実績報告書等の提出は、締切日に関わりなく、事業終了後速やかにご提出ください。

報告書提出期限：令和2年3月6日（金）

VII. 価格の妥当性について

助成対象経費は事業を実施するための経費であって適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。経費の妥当性を確認するため見積書や発注先を確認できる書類等の提出を求める場合があります。

VIII. 助成金の交付

事業完了後、事業実績報告書、経費支出明細書および本会事業の助成対象とした経費の証憑書類（請求書・領収書）（写）をご提出ください。提出いただいた事業実施報告書等の内容が妥当と認められた場合、補助金額の確定を行い、本会より確定通知を送付いたします。

確定通知到達後、申請者からの請求に基づき、ご指定の口座へお振込みいたします。

Ⅸ. 助成対象組合の義務について

1. 申請内容の変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費配分又は内容等が変更となる場合、若しくは事業を中止、廃止しようとする場合は、事前にご連絡ください。

2. 本事業の実績報告書の提出

事業を実施した結果について、事業実績報告書により本会に報告していただきます。

3. 助成金の交付取消等

事業実施組合等が本事業の助成金を、他の用途への無断流用、虚偽報告などをした場合には助成金の交付取消・返還、不正の内容の公表を行うことがあります。

Ⅹ. 申請から助成金交付までの流れ

<申請者の手続き>	順序	<本会の手続き>
申請書類の提出 締切：令和元年8月9日（金）	1	
	2	交付決定通知の発出
令和元年8月26日（月）より 採択事業の開始	3	
事業実績報告書等の提出（※） 締切：令和2年3月6日（金）	4	
	5	助成金額確定通知の発出
助成金請求書の提出	6	
	7	指定口座へ振込み

※事業実績報告書は、事業が完了した後、速やかにご提出ください。

<お問合せ> 宮城県中小企業団体中央会 連携推進課 担当：色川・牧野
TEL：022-222-5560 FAX：022-222-5557
E-mail：m603makino@chuokai-miyagi.or.jp
